

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 34 2010年 11月 20日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

【ムダなダム裁判今後の日程】

☆ 対県知事・3ダム訴訟・第25回 宇都宮地裁301号法廷

2011年3月24日（木）13：30～ 判決言い渡し

2010年9月30日の第24回で口頭弁論は終了しました。いよいよ来年3月には判決を迎えます。これまでの訴訟の経過については伊藤事務局長の総括を、第24回の【法廷の記録】については3ページ以降を参照してください。

関東 1 都 5 県住民訴訟

ムダなダムをストップ6周年

— 栃木のダム訴訟報告 —

ムダなダムをストップさせる栃木の会
事務局長 伊藤武晴

(1) 宇都宮市長一利水訴訟

湯西川ダム建設事業について、宇都宮市がダム使用权を申請して利水負担金、水源地域整備事業の経費負担金及び利根川荒川の水源地域対策基金の事業経費負担金を支出していることから、3ダム訴訟の提起にあわせて、市民オンブズパーソン栃木他2名の市民が、これら負担金の支出差し止め、過去1年間に支出された分の賠償請求の要求、及びダム使用权の設定申請の取り下げを怠る行為の違法確認を求める訴訟を宇都宮地方裁判所に提起した。これを、宇都宮市長一利水裁判と呼称。

裁判の経過 ・ 現状

宇都宮市長一利水訴訟の裁判は、2004年11月9日宇都宮地方裁判所へ提訴、第1回裁判(2005.2.2)が原告の意見陳述から始まり、3年3ヶ月を経て、第20回(2008.8.27)審議をもって結審。3ダム訴訟に先行して、2009年1月28日宇都宮地裁判決。結果は、被告の言い分を丸呑みにした、原告敗訴のいわゆる追認判決。

原告はただちに東京高等裁判所へ控訴。

東京高裁 第1回控訴審(2009年5月14日) 控訴理由書、控訴人準備書面1、控訴人証拠説明書1、被控訴人答弁書、被控訴人準備書面(市長)、被控訴人準備書面(水道)。

第2回控訴審(2009.12.22.)大田正意見書、田村達久意見書、控訴人証拠説明書11、被控訴人準備書面2。

第3回控訴審(2010.3.4.)、控訴人準備書面2、被控訴人準備書面3。

第4回控訴審(2010.4.22.)、控訴人準備書面3(環境)、控訴人証拠説明書(環境)、被控訴人準備書面4(環境等)。

第5回控訴審(2010.5.22.)、被控訴人準備書面(答弁)。 結審。

第6回控訴審(2010.8.5.)、 控訴審判決。「ダム使用権設定申請の取り下げに関し、市長の裁量権を認めた一審判決の判断に違法はない」として、住民側の控訴を棄却しました。初めに結論ありきで、控訴審で弁護団が最も力を入れた、「右肩上がりの時代が終わって、水需要の減少が確実となり、財政的にも厳しくなる状況下での、行政裁量はどうか」については正面から答えませんでした、弁護団 談。一上告はせず

(2) 県知事—3 ダム訴訟

栃木県は、県内で進められている南摩ダム建設を中核とする思川開発事業において、治水負担金、利水負担金、水特法による水源地域整備事業の経費負担金、水源地域対策基金の事業経費負担金。 湯西川ダム建設事業については、治水負担金、水源地域整備事業の経費負担金、水源地域対策基金の事業経費負担金。ハッ場(やんば)ダム建設事業については治水負担金。等の各負担金を支出することになっている。

そこで、群馬県、埼玉県、千葉県、茨城県及び東京都の住民が、ハッ場(やんば)ダム建設事業についての公金支出差止め訴訟を提起するのに呼応して、2004年11月9日、市民オンブズパーソン栃木他20名の県民が、上記各負担金の差止め、過去1年間に支払った分の賠償請求の要求、及び事業からの撤退を怠る行為の違法確認を求める訴訟を宇都宮地方裁判所に起こし、これを3ダム訴訟と呼称。

思川開発事業は、独立行政法人水資源機構を事業主体として、思川の上流部南摩川に南摩ダムを建設して、洪水調節を行うとともに、下流地域、利根川流域県の新規利水の開発、貯水池—黒川—大芦川を導水管で結び水融通を図り、既得取水の安定化と流水の正常な機能の維持を目的としています。

しかし、「南摩ダム」は、流域面積(集水範囲)が12.4K m²しかなく治水効果はほとんど期待できない。自流水量が極端に少ないうえに、融通先の黒川、大芦川からは取水条件を厳しく設定されたため必要な水量を確保できず、約束の利水量をまかなうことが出来ない、水収支が破綻している欠陥ダムです。

湯西川ダム事業は、国(国土交通省)を事業主体として、鬼怒川上流域の湯西川に建設される治水及び利水を目的とする多目的ダムです。

事業は1969(S44)年に計画されましたが、周辺には、五十里ダム、川俣ダム、川治ダムが存在し、治水計画は既存の三ダムで完結していて、湯西川ダムの治水目的は屋上屋を架すものです。また、水道用水、工業用水、かんがい用水などは、社会・経済環境の変化の中で需要・供給のミスマッチが顕在化しており、事業の見直しは必至なはずで、現に栃木県は、既存の川治ダムに膨大な未利用水をかかえていて、これまでに莫大な公金を無駄に使っているのです。

ハッ場ダム建設事業は利根川上流群馬県長野原町で進められていて、事業目的としては、

洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水、工業用水の確保とされていて、栃木県はハッ場ダムによって恩恵を受けるとして費用負担をしています。しかし、利根川は栃木県内を流れない川で、地理的にも、地形的にもハッ場ダムによって恩恵を受けるとはありません。

上記のように、南摩ダム、湯西川ダム、ハッ場ダム、の3ダムは、時代遅れで問題点の多い、「ムダなダム」なのです。

裁判は、原告陳述、専門家の証言、証人尋問を重ね、かつ数え切れないほどの証拠文書を提示して、提訴以来6年、2010年9月30日第24回裁判において最終弁論を行い結審しました。判決は2011年3月24日13:30宇都宮地裁です。

先行する5都県のハッ場ダム裁判が、ことごとく無念の思いをさせられているだけに栃木では期待を持って判決を待ちたいと思います。……まだ控訴審がある……。

【法廷の記録】

行政追認の司法判断でなく

国民の信頼を取り戻す判決を期待

3ダム訴訟第24回（最終）・2010年9月30日

【法廷の状況】宇都宮地方裁判所301号法廷

裁判長：今泉秀和、陪席裁判官：有富正剛、新村晃一

原告側弁護団：大木、若狭、須藤、高橋、品川、浅木、広田（全体・福島）、坂本（全体・茨城）各弁護士

被告側弁護団：谷田、平野、白井各弁護士

10時開廷

裁判長：原告側から訴えの変更が出されていますが。

被告弁：変更後の請求は棄却を求めます。請求原因事実は認めます。

原告弁：9月29日付けで一部取下書を提出しました。（湯西川ダムの基金に関する訴え）

被告弁：同意します。

原告弁：9月29日の準備書面24その1～その9を提出しましたが、誤字脱字については後日訂正します。

裁判長：被告側からの準備書面はありますか。

被告弁：準備書面は今回は特にありません。

裁判長：では証拠書類について。原告側から甲A7～10、甲B150、甲C85、86-1、2、甲C87、甲D23が提出されました。甲C87は原本ですね。

原告弁：はい。

裁判長：では本日は原告側から準備書面の要旨を陳述してください。

原告弁：はい。

（以下、準備書面の内容にしたがって執筆を担当した原告弁護士が順に陳述した。）

大木一俊弁護士：準備書面24第1章

欧米ではすでに脱ダムの流れになっている。その大きな理由は経済が大規模のダム開発を支えられなくなったため、脱ダムからダム撤去へと流れは進んでいる。一方日本ではダム建設が進んでいる。

南摩ダムの治水効果は誤差程度のものであり、洪水対策として意味をもつものでなく、まして栃木県が130億円も負担しなければならないものではない。湯西川ダムは治水上も利水上も必要性のないダム事業である。利根川は栃木県の県境からもっとも近い地点でも5kmも離れた地点を流れているので、栃木県がハッ場ダムによって治水上の利益を受けることなどあり得ない。

本県水道事業の経営環境は、すでにダム建設事業に着手していても直ちに直視すべき状況にある。地盤沈下も沈静化しているので、この対策として栃木県が南摩ダム事業に利水者として参画する必要はなく、撤退すべきである。川崎市の場合、ダム建設事業への参画のため生田浄水場を廃止し、その結果安くておいしい水から高くてまずい水を供給することになってしまった。

行政には裁量権があるといっても、大きな借金を抱えた本県の場合、行政の裁量権はきわめて限定的なものになる。小田急訴訟に見るように、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠く場合は裁量権の濫用として違法とされるべきである。

若狭昌稔弁護士：準備書面24第2章

利水上も治水上も南摩ダムは効果なし

南摩ダムの治水効果の計算では、不合理な引き延ばし計算がされている。また利根川に対する治水効果において渡良瀬遊水地が無視されていることは誤りである。つじつま合わせの数字でしかないことは明らかである。ダム計画が存在するために河川改修がなおざりにされている。南摩川は冬場には水が流れないほど水の少ない川であり、ダムを造っても水が貯まらない。利水計画はすでに破綻している。水需要はすでに減少しており、将来増加する見込みはない。栃木県も県を通じて参加する2市8町も十分な水源を持っており、未利用水源もある。南摩ダムは不要である。

高橋信正弁護士：準備書面24第3章

湯西川ダムは治水上必要がないことを述べる

湯西川ダムは屋上屋を重ねるムダなダムである。鬼怒川上流の治水計画は五十里、川俣、川治の3ダムで完結していたところへ、湯西川ダムを無理矢理割り込ませたのである。2006年に利根川水系河川整備基本方針が策定され、鬼怒川の治水計画が改定されたが、その前後の石井地点の基本高水流量の数値を比較すると明らかに矛盾があることがわかる。前提となっている石井地点の基本高水流量 $8800\text{ m}^3/\text{s}$ も過大であり、この数字を見直せば湯西川ダムは必要ない。一方で鬼怒川の河川改修は非常に遅れており、堤防強化が急務である。

須藤 博弁護士：準備書面24第4章

ハッ場ダムには治水上の必要性がない

ハッ場ダム建設の根拠になっているのは八斗島地点における基本高水流量 $22,000\text{ m}^3/\text{s}$ という数字であるが、これは過去の実測流量に基づかない過大な数字である。さいたま地裁の調査囑託に対する関東地整の回答により、八斗島地点に $22,000\text{ m}^3/\text{s}$ の洪水が襲う条件はダム無しその他、上流域で1~1.5mもの堤防の嵩上げ工事や新規の築堤をするという条件付きのものであることが分かった。しかし弁護団が実測したところではそのような上流域での河道改修は存在しなかった。国は検証を可能とするデータを開示しないがこれは国交省の計算が非科学的で恣意的な

ものであることの証左である。利根川に接しておらず、利根川の氾濫によって影響を受けない栃木県が10億円ものダム建設費を負担するのは地方財政法4条、地方自治法138条の2に違反する違法な行為である。

高松健比古氏：準備書面24第8章

ダム建設が環境に与える影響と環境影響評価義務違反について

日本が生物多様性条約を批准した1993年以降はこの条約に則った適正かつ実効的な環境影響評価義務を負っているが、思川開発事業の93年評価書はアセスメントである。2001年の環境調査結果では絶滅が危惧されている希少種や天然記念物等の貴重種が多数追加されており、以前の調査がいかに杜撰であったかを示している。評価の問題点としては、ダム建設が猛禽類などに明らかに影響を及ぼすにもかかわらず、そのことに触れておらず、判断が非科学的・主観的で、事業実施に都合が良いように変容されてしまっている。

湯西川ダム建設に関する1985年の環境影響評価は見落としや記述漏れがあり不十分なもの。その後猛禽類の調査等が行われ、この地域が生物多様性に富んでいることが明らかになったにもかかわらず評価は十分でなく、計画の変更・中止が全く行われていない。調査はしているがきわめて杜撰であり、環境保全のために実効性あるものとは到底言えない。実効的な環境影響評価がなされないまま事業計画が決定・実施されている湯西川ダム建設事業は、生物多様性条約に違反する違法な事業というほかない。

広田弁護士（1都5県全体弁護士団・事務局長）

ハッ場ダムに関する住民訴訟はこれまで5地裁で争い、残念ながら住民側が5連敗であるが、5地裁が犯したと同じ過ちを宇都宮地裁には犯さないでほしい。これまでの5判決は、あらかじめ想定した結論に合わない不都合な証拠は無視し、その証拠を排除した理由すら示さず、ハッ場ダムの必要性すら説明しないまま「ハッ場ダム計画は不合理とは言えない」と強引に結論づけた。22,000m³/sという数字は上流域の堤防の改修計画があることが前提だが、現在も将来もそのような計画は存在しない。基本高水流量は16,750m³/sとして判断されるべきであるが、これまでの地裁判決はお粗末な判決だった。「16,750m³/sであればハッ場ダムは不要」という主張に対し、「いつの日か役に立つかも知れないので有効」という判決だった。根拠を示すことなく、原告側の主張を切り捨てた。22,000m³/sという数字は、上流域の7つの河道で1~1.5mの堤防の嵩上げまたは新規築堤が前提となっているが、実地検証の結果、そのような嵩上げも計画もないと判った。先行する5地裁の判決は行政を追認する司法判断だったが、宇都宮地裁には国民の信頼を取り戻す判決を期待したい。

裁判長：では、判決言い渡しの期日は平成23年3月24日（木）11時とします。

広田弁：午前11時でなく午後にしてほしい。1都5県で注目している裁判なので、午前の判決言い渡しでは傍聴人が時間的に間に合わない。

裁判長：では、判決言い渡しは3月24日（木）の午後1時30分とします。

11時10分閉廷

【11：20～ 弁護士会館で説明会】

弁護士：大木、若狭、高橋、須藤、品川、浅木（以上栃木）広田（福島）、坂本（茨城）

原告：伊藤、秋元、高橋、野中、小竹森、山家、広田

その他：嶋津（埼玉）、宇賀神（社民党）、橋田（ 川 ）、山中（パーソン）、葛谷（事務局）

司会：浅木弁護士

大木弁：栃木県で最後の結審を迎え、今日は準備書面の要旨を各担当弁護士が陳述した。「これまで出てきた準備書面が正しいものなので正しい判決を出してほしい」という気持ちだ。

広田弁（全体弁護団の事務局長）：与えられた原稿を読む（読み飛ばす）のはなかなか苦労があった。東京高裁の進み方は遅く、先が見えない。政治的判断もあるようだが、私たちは政治的な動きとは関係なく、（十分見据えながらではあるが）粛々と進めていきたいと考えている。

この裁判では、情報開示の面で大きな問題がある。貯留関数法のもっとも重要な部分の情報は未開示（墨塗り）である。22, 000 m^3/s という全く虚構の数字を押しつけて国民を誤った方向へ導いている。この国の民主主義をいかに発展させるかということがこの裁判の最大の目的である。

栃木の裁判のもっとも大きな争点は、利根川に接していないのに治水の負担金が求められていること。他地裁では、「16, 750 m^3/s は認めているが、なおいつの日か役に立つかも知れない」という論理がまかり通っている。

坂本弁：八ッ場ダムのダムサイトの問題を担当している。熱水変質系のまっただ中であり、地滑り常襲地帯のまっただ中にダムサイトがあると言える。

若狭弁：思川開発事業について報告した。計画の変遷を見れば、計画自体破綻していることは明白。治水、利水とも南摩ダムの必要性がないことははっきりしているのに、それでも裁判所が「造ったらよい」というのか、注目したい。

昨夜は遅くまでパワーポイントの原稿を手直ししていた。今日の陳述を全体で60分にまとめるために苦労した。

高橋弁：湯西川ダムの治水を担当した。2004年11月に提訴し、6年が経過した。今日で一区切りついたわけだが、裁判は今後も続いていく。

須藤弁：八ッ場ダムの治水を担当した。国交省も「八斗島で16, 750 m^3/s 」を認めているのに、なぜ22, 000 m^3/s なのかということ、上流で堤防が築かれるという前提があるからだ。東京地裁で開示請求訴訟を起こしており、前原前大臣も開示したらよいではないかと言ったが、果たしてどうなるか。民主主義をはかる目安になる。

品川弁：住民訴訟を勉強させてもらっている。

高松：数日前に大木弁護士から話があり、50ページを10分で、と言われた。生物多様性条約と環境アセスとの関係などまとめながら勉強した。地元住民にとっては本当に大変な問題だ。推進側に住民が立ってしまう気持ちも理解できなくはない。南摩ダムでは観察会を行っているが、見直しが入っているのに工事が進んでおり、問題視している。

嶋津（市民連絡会）：6年目を迎え、いよいよ今日は結審だった。栃木では勝てる要素が無くはないと思っている。南摩ダムでは水を使う当てが全くないし、八ッ場ダムでは栃木県は利根川に面していない。判決に期待したい。

ダムの検証作業はこれから始まる。有識者会議で検証の手順を定めた。ダム事業者自らが検証することになっているが、大臣がどのような指示を行うかに注目したい。八ッ場ダムの検証は直ちに始まる。南摩ダムも間もなく始まるようだ。その過程でパブコメ、公聴会も開かれる可能性があるため、その時は対応していきたい。

情報公開については、22, 000 m^3/s を算出した計算の資料として流域分割図を請求してい

るが、真っ黒で出てくる（紙を貼ってコピーするので、情報の有無も判らない）ので、開示訴訟を起こした。この訴訟の結果で流域分割図が出てくれば、22,000m³/sは全く誤りということが判ると思う。

伊藤：不特定用水に関する部分がなかったようだが。

大木弁：ダム目的の1つであるが、治水、利水に的を絞った。

秋元：品木ダムを見てきた。浚渫費用が毎年10億円かかるという。ハッ場ダム関係者の移転先の土地が坪20万円もしていると聞いて驚いた。利権と税金の関係で決まるようだ。

高橋（比）：被告側の最終陳述がないのが不審だ。

広田弁護士：弁護士の資質や正義感によるのだろう。

宇賀神：情報を公開させることが重要と思う。栃木県のスタンスは「国がやっているのだから間違いない」というものだ。

橋田：情報公開は重要。労働者の問題としても踏みこむ必要性を感じている。

野中：取水口は用地買収後、ストップしている。トンネル工事の手前で止まっている。

小竹森：鹿沼市長に「ダムの水は水道水に使わない」と言わせたのは私だ。導水管を通させなければ鹿沼の水は守れると思う。

山家：鹿沼市にいろいろな面で情報公開を求めてきた。あきらめずに行動していくことが大切と実感している。

広田：事業凍結から1年も経つのに、業者の看板が相変わらず立っている。「基準外の事業だ」と県道付け替え工事が行われているのは問題だ。

山中：勝訴するよう祈っている。

ヤマナシ収穫祭は「空振り」でした

10月23日、恒例の南摩ダム建設予定地観察会は、現地で工事用道路の建設が始まっており、周辺の様子がすっかり変わっていました。工事によって破壊された南摩・栗沢の環境を観察しながら歩きましたが、工事の影響で野鳥もあまり姿を見せず、鳴き声も聞こえず、水中の生物もあまりなくて、静かな？さびしい？観察会でした。しかし1年前に伐採された山肌には下草が生えそろうっており、来年にはかなり大きくなるだろうなどの感想を持ちました。シンボルツリーのヤマナシは実が2～3個生っていただけでした。今年は花の時期に降雪がありましたので仕方ありません。来年に期待しながら弁当を食べ、食後には北村さんの「ヤマナシもぎ」の昔話に聞き入りました。南摩の山をどのように再生していくのが課題です。

当日観察した生きものリスト

野鳥：トビ、ヒヨドリ、キジバト、キセキレイ、コゲラ、ホオジロ、モズ、ウグイス、ヤマガラ、シジュウカラ、メジロ、ハシブトガラス、カケス、スズメ

蝶類：キタテハ、ルリタテハ、アカタテハ、ヤマトシジミ、ウラギンシジミ、ツマグロキチョウ、キチョウ、クモガタヒョウモン

水生生物：サワガニ、カジカ、サナエトンボ（ヤゴ）、カワトンボ（ヤゴ）、ゲンゴロウ？

お知らせ

ハッ場ダム住民訴訟 提訴6周年報告集会

暴かれた 利根川洪水の神話

日時： 2010年12月4日(土) 13:00~16:30

会場： 全水道会館 (JR・地下鉄水道橋駅から徒歩2分)

記念講演：「ハッ場ダムより緑のダム」 利根川に果たす森林の役割

関 良基さん (拓殖大学政経学部准教授)

報告：・ハッ場ダムの現状は？ 市民連絡会代表

・佳境に入った6都県の裁判 弁護団長

・各地の運動はいま！ 各都県からの報告

資料代：500円

2010/11/5 毎日新聞
 利根川
 馬淵澄夫国土交通相は5日、各水系の治水計画の目標として河川のピーク(基本高水)のうち、毎秒2万2000トと算出されている利根川について、算出過程を記録した資料が「確認できなかった」。

国土省「ハッ場」の論拠、見直しへ
 2万2000トありきで、当時の国土省が「ずさんだった」と謝罪した。ハッ場ダム(群馬県)の必要性の論拠となっており、馬淵国交相は「ゼロベース」で調査するよう指示。他の水系の基本高水の信頼性にも疑問符が

基本高水は最大で200年に1度発生しうる大規模洪水を防ぐため、各水系の河川整備方針で定める。利根川では中流の八斗島(群馬県伊勢崎市)付近を基準地点に毎秒2万2000トと80年に算出された。その後、05、08年にかけて河川整備方針が決定された際、この数値の妥当性が国土省の社会資本整備審議会で検証され、「既定計画策定後の水理・水文データの蓄積等を踏まえ、既定計画の基本高水ピーク流量を踏襲することが妥当」と判断された。

馬淵国交相は、基本高水がどのように決められたのか9月に決めた。同省河川局に説明を求め、80年当時の算出経緯を記した資料を調査するよう指示。そ

治水計画資料なし

2010年11月5日 毎日新聞

ダム支出差し止め請求訴訟が結審
 01/10 来年3月24日判決
 県が利根川開発(南摩)ダムなどの事業に負担金を支出したのは違法だとして、04年11月

2010年10月1日 毎日新聞

に市民オンブズパーソン栃木と県内住民が県知事を相手取り、負担金の支出差し止めを求めた訴訟の第24回口頭弁論が30日、宇都宮地裁(今泉秀和裁判長)であった。この日は原告側の最終弁論が行われ、結審した。判決は来年3月24日。

最終弁論で原告側は、「治水上、利水上必要がなく、環境破壊をしているダム建設に税金を支出するのは違法な財務会計行為」と

改めて主張。利根川事業については「ダムが建設される(南摩)には水がたまりず、には水が流れない」ダム建設による治水利水効果に疑問を呈した。湯西川、ハッ場の馬場両ダムについても同様の主張を行い、建設の必要性がない述べた。【岩壁峻】

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東 2-10-22
 TEL：0285-23-8505
 FAX：0285-22-5608
 年会費：3,000円
 郵便振替口座：00140-1-500609

【石原聖一】